

公安委員会	「指定射撃場の指定に関する内閣府令の	令和3年3月4日
説明資料No. 1	一部を改正する内閣府令案」について	生活安全局

1 趣旨

近年における威力の強い空気銃の出現状況や指定射撃場の関係団体からの要望等を踏まえ、指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46号）を改正するもの。

2 改正の概要

(1) ライフル射撃場において射撃することができる銃砲の種類追加

ライフル射撃場において射撃することができる銃砲の種類に空気銃を追加することとする。

(2) 空気銃射撃場における管理方法の基準の見直し

空気銃射撃場にあっては、必要以上に高い圧力による射撃をさせないこととする。

(3) 申請書等の提出通数の削減

指定射撃場の指定申請書及び記載事項変更届について、提出通数を2通から1通に削減することとする。

3 意見公募手続の実施結果

内閣府令案について、令和2年12月28日（月）から令和3年1月26日（火）までの間、意見公募手続を実施したところ、27件の意見が寄せられた。

4 施行期日

公布の日

1 情勢概況

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うテレワークの実施やキャッシュレス決済の普及など、サイバー空間が、日常生活を含む様々な活動を営む場となりつつある中、新たなサイバー犯罪やサイバー攻撃が国内外において発生している状況にあり、サイバー空間における脅威は、極めて深刻な情勢。

2 社会のデジタル化の進展とサイバー空間の脅威情勢

(1) 社会のデジタル化の進展に伴う脅威

- 国内において、防衛関連企業、電気通信事業者等に対する攻撃、国外において、新型コロナウイルス感染症のワクチン開発に関連する攻撃が発生。
- ランサムウェアによる二重恐喝（ダブルエクストーション）、スマートフォン決済サービスに係る不正振替事犯等が発生。
- 新型コロナウイルス感染症に関連するサイバー犯罪が疑われる事案として、詐欺や不審メール・不審サイト等887件を都道府県警察からの報告により把握。

(2) サイバー空間の脅威情勢

- 警察庁が国内で検知したサイバー空間における探索行為等とみられるアクセスの件数は増加傾向。
- インターネットバンキングに係る不正送金事犯の発生件数・被害額は、被害が急増した前年と比べて減少しているものの、発生件数は引き続き高い水準。
- 警察によるサイバー犯罪の検挙件数は、前年と比べて増加し、過去最多を更新。

3 警察における取組

- 重要インフラ事業者等に対し、ウェブ会議システム、ITインフラ管理ソフトウェアのぜい弱性等に関する注意喚起を実施。
- スマートフォン決済サービスに係る不正振替の手口に関し、金融庁等と連携して注意喚起を実施。
- 新型コロナウイルス感染症に関連し、偽の特別定額給付金の申請サイトに誘導する手口について、JC3と連携し、注意喚起を実施。

1 サイバーセキュリティ政策会議

サイバー空間の脅威への対処について法学・技術系学者、弁護士、ITベンダー、日本サイバー犯罪対策センター等多様な分野の有識者による検討を行うサイバーセキュリティ・情報化審議官主催の私的懇談会。

2 開催状況等

(1) 第1回会議（令和2年10月30日開催）

- サイバー空間を取り巻く情勢
- 銀行等を狙ったフィッシングの被害分析とその課題

(2) 第2回会議（令和2年11月18日開催）

- キャッシュレス決済サービス事業者における取組と不正利用の実態
- ドメインレベルでのセキュリティ

(3) 第3回会議（令和2年12月14日開催）

- サイバー犯罪者たちの動向観測
- IoTサイバーセキュリティの現状

(4) 第4回会議（令和3年2月8日開催）

- 資金移動業者等を通じた銀行口座不正出金事案を踏まえた対応
- 令和2年度サイバーセキュリティ政策会議報告書（案）

(5) 第5回会議（令和3年3月8日開催予定）

令和2年度サイバーセキュリティ政策会議報告書の決定

3 報告書（案）の概要

(1) 生活様式の変化等に伴うサイバー空間の新たな脅威

- コロナ禍が顕在化させるサイバー空間の新たな脅威
- 犯行手口の悪質化と被害の深刻化
- 国家の関与が疑われるサイバー攻撃被害の深刻化

(2) 今後のサイバーセキュリティに求められる新たな基本理念

公共空間としての安全性確保

～誰もが安心して参画できるサイバー空間の実現～

(3) 理念実現のための取組の方向性

- 犯行主体の特定を通じた犯罪対策・安全保障
- 健全なサイバー空間の実現に向けた各主体による取組
- 安全性確保に向けた取組の実効性を担保する基盤・観点

公安委員会 説明資料No. 4	令和2年におけるストーカー事案及び 配偶者からの暴力事案等への対応状況について	令和3年3月4日 生活安全局 刑 事 局
--------------------	--	----------------------------

1 ストーカー事案への対応状況

- 相談等件数は、平成24年以降高水準で推移してきたが、30年から減少し、令和2年も2万189件（前年比－723件）と減少。
- 被害者と加害者の関係は、交際相手及び配偶者が約半数であり、面識なし及び行為者不明が約16.9%。
- ストーカー規制法に基づく警告は、平成29年から減少していたが、令和2年は2,146件（前年比＋94件）と増加。禁止命令等は、緩やかな増加傾向にあったが、29年から急増、令和2年も1,543件（前年比＋168件）と増加し、法施行後最多。
- ストーカー規制法違反の検挙は、平成30年から減少していたが、令和2年は985件（前年比＋121件）と増加。ストーカー事案に関連する刑法犯・他の特別法犯の検挙は、29年から減少していたが、令和2年は1,518件（前年比＋27件）と増加。

2 配偶者からの暴力事案等への対応状況

- 相談等件数は、継続して増加し、令和2年は8万2,643件（前年比＋436件）とDV防止法施行後最多。
- 保護命令違反の検挙は、令和2年は76件（前年比＋5件）と増加。一方、配偶者からの暴力事案等に関連する刑法犯・他の特別法犯の検挙は、平成16年以降増加していたが、令和2年は8,702件（前年比－388件）と減少。

3 私事性的画像に係る事案への対応状況

- 相談等件数は、平成29年以降継続して増加し、令和2年は1,570件（前年比＋91件）と増加。
- 相談等の内容は、「画像を公表すると脅された」が令和2年は567件（前年比－17件）で最多。
- 私事性的画像被害防止法違反の検挙は、令和2年は47件（前年比＋13件）と増加。一方、私事性的画像に係る事案に関連する刑法犯・他の特別法犯の検挙は198件（前年比－29件）と減少。

4 今後の取組

- 被害者等の安全確保を最優先とした加害者の検挙、被害者の保護措置等の組織的な対応の推進
- 関係機関等と連携した相談受理体制及び一時避難等の支援並びに加害者への取組の推進

公安委員会 説明資料No. 5	新型コロナウイルス感染症への 対応について	令和3年3月4日 警備局
--------------------	--------------------------	-----------------

1 感染者数【3月3日時点】

- (1) 国内における感染状況～434,356人（死亡7,984人）
- (2) ダイヤモンド・プリンセス号における感染状況～712人（死亡13人）
- (3) 世界における感染状況～114,271,262人（死亡2,534,290人）

2 政府の対応

- (1) 新型インフルエンザ等対策特措法に基づく政府対策本部を設置（令和2年3月26日）。7都府県に緊急事態宣言を発出（同年4月7日）。緊急事態措置区域を全国に拡大（同月16日）。同年5月25日までに段階的に全ての都道府県の緊急事態を解除。
- (2) 緊急事態宣言を再度発出（令和3年1月8日から2月7日までの間、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県。1月14日から栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県を追加）。栃木を除外した上で、緊急事態措置を実施すべき期間を3月7日まで延長（同年2月2日）。3月1日から緊急事態措置区域を埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県に変更（同月26日）。
- (3) 国内の感染状況が厳しい状況や海外からの入国者から変異株が確認された事例を踏まえ、水際対策を更に強化（ビジネスラック等の一時停止、全ての入国者に対し14日間待機等の誓約書を求める等。令和3年1月14日）。現在、152か国・地域に14日以内に滞在歴のある外国人の入国を拒否。また、全ての国・地域からの入国者に対し、原則14日間の待機等を要請。これらの国において発給された査証の効力を停止、査証免除措置を順次停止。
- (4) 新型インフルエンザ等対策特措法等の一部を改正する法律の施行（令和3年2月13日）。

3 警察の対応

- (1) 長官を長とする新型コロナウイルス感染症対策本部に格上げ（令和2年3月26日）
- (2) 空港、医療施設等における警戒警備の実施
- (3) 繁華街等での警戒活動を通じた声掛けの実施と自治体の見回りとの連携等
- (4) 感染拡大防止のための取組の徹底